

新城市難聴高齢者補聴器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、聴力低下によりコミュニケーションがとりにくく、日常生活上に支障がある難聴高齢者に対し、生活の質や認知機能の低下と閉じこもりを予防し、社会参加及び地域交流を支援し高齢者福祉の増進に資するために、予算の範囲内において交付する新城市難聴高齢者補聴器補助金（以下「補助金」という。）に関し、新城市補助金交付規則（平成17年新城市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、第5条の規定により申請をする日時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する65歳以上の者。
- (2) 両耳の聴力レベルが30dB以上の者で、身体障害者手帳の交付の対象とならない者であること。
- (3) 耳鼻咽喉科の医師（以下「医師」という。）により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であることが証明されている者。
- (4) 対象者の属する世帯に、申請のあった月の属する年度（申請をする日の属する月が4月から6月までの間にあっては、当該年度の前年度）の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第81号）の規定による市町村民税をいう。以下同じ。）が非課税である者。
- (5) 過去に補助金の交付を受けていない者。

(補助の内容)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるいずれにも該当する補聴器の本体価格とする。ただし、補聴器本体価格の値引きがあったときは、当該値引き後の価格とする。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定による医療機器に該当するもの
- (2) 第6条の規定により交付の決定を受けた後に購入したもの

(補助金の額)

第4条 補助額は、補助対象経費の2分の1を乗じた額とし、当該額が3万円を超えるときは3万円とする。

2 補助額は1円未満を切り捨てるものとする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請に際し、次の各号に掲げる書類を新城市長に提出するものとする。

- （1）新城市難聴高齢者補聴器購入費補助金交付申請書（様式第1）
- （2）新城市難聴高齢者補聴器購入費補助についての意見書（様式第2）
- （3）見積書
- （4）申請者の属する世帯全員の市町村民税が非課税であることを証する書類
- （5）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、その年度の3月1日までに行わなければならない。

3 同項第2号に規定する意見書は、身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師が作成したものとする。

（支給決定等）

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助の必要があると認めた場合は新城市難聴高齢者補聴器購入費補助決定通知書（様式第3）により、不適当と認めた場合は新城市難聴高齢者補聴器購入費補助金却下決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 前条の規定により補助の決定を受けた者は、当該決定に係る補聴器を購入したときは、交付申請日の属する年度内に、市長に対し、新城市難聴高齢者補聴器購入費補助金請求書（様式第5）に当該補聴器に係る領収書の写しを添えて補助金を請求するものとする。

2 市長は、前号により請求があったときは、内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金を支払うものとする。

（用具の管理）

第8条 この要綱に基づいて補助を受けた者は、当該補聴器を目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反したときは、当該補助の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。